

《特定外来生物》

オオキンケイギク

拡散防止にご協力ください！



オオキンケイギクの特徴

- ◆花の色は黄色で直径5～7 cm
- ◆茎の長さは 30～70cm
- ◆葉は茎の下のほうにつき、へら状で両面に荒い毛がある

オオキンケイギクの葉

**オオキンケイギクを見つけたら、
根っこごと引き抜いてください。**

- 引き抜いたオオキンケイギクは燃やすごみ袋に密封し、指定日にごみステーションに出してください。
または生えていた場所に放置し、枯らしてください。

種子を残さないため、花期（5月～7月）前半の駆除が効果的です。

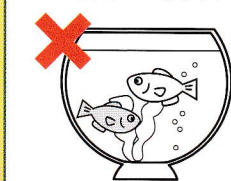
特定外来生物とは

もともと日本にいなかった生物（外来生物）の中から、外来生物法に基づいて指定されます。

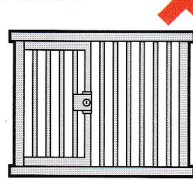
特定外来生物に指定されると、**飼育・栽培、保管、運搬、輸入、販売・譲渡、放出が原則禁止**されます。

次の行為が原則禁止されています。

●飼育・栽培



●保管

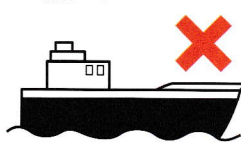


●運搬



生きたまま移動させる

●輸入

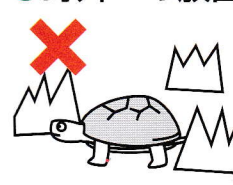


●販売・譲渡



許可の無い販売や譲渡

●野外への放出



なぜ、特定外来生物が問題なのか？

生態系は、長い時間をかけて、複雑なバランスのもとで成立しています。ここに外から生物が侵入してくると、**生態系のほか、人間や農林水産業にまで、悪影響を及ぼす**おそれがあります。

例えば、オオキンケイギクの場合は、その強じんさによって在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまうという影響があります。

1

日本固有の生態系への影響

- 食べられる ●雑種が生まれる ●すみかを奪われる

2

人の生命・身体への影響

- 毒をもっている ●人をかんだり、刺したりする

3

農林水産業への影響

- 農林水産物を食べる ●畑を荒らす

新しく追加された特定外来生物

2023年6月1日、**アメリカザリガニ**と**アカミミガメ**が**条件付特定外来生物**として新たに指定されました。

通常の特定外来生物とは、規制内容に少し違いがあります

- ▶ ペットとしてはこれまで通り飼育できます
ただし、放出（逃がすこと）は禁止されています
- ▶ 無償譲渡することはできます

ペットとして飼っている人は、寿命まで大切に飼育してください。



アメリカザリガニ



アカミミガメ

特定外来生物の
拡散防止、防除にご協力をお願いします

豊田市役所 環境部 環境政策課 〒471-8501 愛知県豊田市西町 3-60
TEL 0565-34-6650

外来生物法について
詳しくは市ホームページを
ご覧ください

